

青色申告

蒲田会報

No. 793

令和3年
6月号

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目43番7号ロイヤルハイツ蒲田307号

TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381

http://www.kamata-aoiro.or.jp

発行人 江川 慎郎

源泉所得税上期指導会は完全予約制となります

源泉徴収義務者となっている方は、源泉所得税の納付をお忘れなく!!

従業員、青色事業専従者がいる事業主の方は、その支払給与から源泉所得税を預かり、納付する義務があります。事務局では源泉所得税の指導を完全予約制で行いますので、下欄の必要書類をご確認の上、電話予約をしてください。

納期の特例を適用している方の令和3年1月から6月までの源泉所得税の納付期限は令和3年7月12日(月)です。1日でも納付が遅れますと、加算税と延滞税等がかかる場合があります。また、納付税額が「0円」であっても、支給の金額等を領収済通知書に記入し、提出しなければなりませんのでご注意ください。

なお、新型コロナウイルス等の感染症の予防対策として、事務局にご来局される方は1名のみとし、必ず事前の検温・マスクの着用・手指のアルコール消毒をお願いいたします。また、体調が万全でない場合は、ご来局をご遠慮ください。新型コロナウイルス感染症拡大の折柄、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

記

開催日	予約開始日
① 令和3年 6月28日(月)～7月2日(金)	6月16日(水)
② 令和3年 7月5日(月)～7月9日(金)	6月23日(水)

※納期限日の7月12日(月)は、源泉指導会を開催いたしませんので、ご注意ください。

- ・開催時間：9:00、9:30、10:00、10:30、11:00、
13:00、13:30、14:00、14:30、15:00

※予約時間は、給与支払者数、他の会員の方の予約状況等を考慮して承ります。

- ・予約電話番号：03-3732-1310

※予約は、平日の9:30～11:30、13:30～16:30、お電話にて承ります。

なお、指導希望日当日は予約の受付が出来ませんので、ご了承ください。

- ・会場：事務局

- ・必要書類

① 領収済通知書(納付書) ※税務署より送付されたものをご使用ください。

② 令和2年7月～12月分の領収済通知書(納付書)の控え

③ 令和3年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿

※支給月日、総支給金額、算出税額を事前にご記入してください。

④ 令和3年分給与所得者の扶養控除(異動)申告書

※平成28年1月より社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が始まりました。市区町村に提出する給与支払報告書(個人別明細書)には、事業主の個人番号とともに、給与の支払を受ける者とその控除対象扶養親族等の個人番号の記載が必要となりますので、必ず、従業員、青色事業専従者から提出してもらってください。

⑤ ボールペン

【会員募集中・お知り合いをご紹介ください】

コロナ禍での確定申告期



会長 江川 慎 郎

初夏の候、会員皆様方にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、新型コロナウイルスが蔓延する中、令和二年分の所得税、消費税の確定申告にあたり、役員始め会員皆様方におかれましては、確定申告書の早期提出並びに、e-Tax（国税電子申告納税システム）の利用拡大等に対しまして、格段のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、東京税理士会蒲田支部におかれましては、事務局での指導並びに代理送信業務において多くの税理士先生のご派遣を賜り、多くの会員の方々の税務指導・相談等を受けることができました。また、「e-Taxの代理送信」等につきましても、ご理解を賜り、ほぼ昨年とおりの送信件数を得ることができました。先生方のご協力並びにご労苦に深く感謝申し上げます次第でございます。

二月二日に国税庁から所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が一カ月延長されることが発表されました。

当会といたしましても新型コロナウイルス感染症拡大防止に最大限の対策を講じながら、会員の方々への決算申告指導等に取組んでまいりました。

税務ご当局的懇切なご指導を受け、自書申告が十分に定着され、また、税務署での「パソコンコーナー」やマイナンバーカードが必要ない「ID・パスワード方式」が運用される中、「青色コーナー」の運営等に格別のご高配を賜り、青色コーナー来訪者に関しましては、昨年以上の方々がお見えになり、青色申告制度の普及等により一層の力を入れることができました。

また、新しくご入会いただきました会員の方々におかれましては、会報等をご参照のうえ、分からないことがありましたら事務局までお問合せいただき、青色申告の特典等を十分に活用され、正しい記帳・申告を心掛け、自己研鑽されますことをお願いいたします。

白色申告者についても記帳保存制度がスタートしております。青色申告者である会員皆様方におかれましては、今以上に記帳の重要性をご理解いただき、正しい記帳・正しい申告を念頭にお願いたします。

終りに、税務ご当局並びに東京税理士会蒲田支部のご支援ご協力に厚く御礼申し上げますとともに、会員皆様方の更なるご事業のご発展とご健勝を祈念いたしまして、あいさつとさせていただきます。

確定申告期間の終了を迎えて



蒲田税務署長

轟 智 春

初夏の候、一般社団法人蒲田青色申告会の会員の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

江川会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、平素から税務行政に対しまして深いご理解と多大なご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

令和2年分の確定申告は4月15日に期限を迎えました。

確定申告に当たりましては、感染拡大防止に極めて有効である自宅等からの電子申告（e-Tax）の利用、特にスマートフォンを利用した申告について年間を通じて広報活動を展開させていただきました。貴会におかれましても、大田区役所庁舎前にスマホ申告推進の懸垂幕を掲げていただくなどご協力いただくとともに、貴会の事務所におきましても、感染対策の下、e-Taxの一層の利用促進を目的に派遣税理士による代理送信に積極的に取り組んでいただきました。これらの取組に對しまして、深く感謝申し上げます。

お陰様をもちまして、スマホ申告を中心にe-Taxの利用件数は着実に増加しております。

税務署における申告相談におきましては、検温や消毒、マスク・フェイスシールドの着用等、基本的な感染拡大防止策を徹底した上で、密を回避するため申告・納付期限が延長されるとともに、入場時間帯を指定する「入場整理券方式」を導入して運営いたしました。また、コロナ禍というこれまでにない環境下ではありましたが、会場内に設置した「青色コーナー」では、皆様の多大なるご協力の下、青色申告制度や記帳方法を幅広く説明していただき、青色申告の普及と白色申告者に対する記帳義務拡大の更なる定着が図れたものと感じております。

私ども税務に携わるものとしては、今後も納税者の利便性向上及び税務行政の効率化の観点から、自宅等からのe-Taxを利用した申告の一層の普及に取り組みつつも、高度経済化や国際化への対応に向けてさらに努力してまいる所存でございます。

青色申告会の皆様には、今後も税務行政の良き理解者として、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、一般社団法人蒲田青色申告会のみならずのご発展と会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念いたします。お礼の言葉とさせていただきます。

都税だより

☆6月は、固定資産税・都市計画税
第1期分の納期です (23区内)

令和3年度の納税通知書は、6月1日(火)に発送します。6月30日(水)までにお納めください。なお、納税通知書は、郵便局の配達状況により発送からお手元に届くまで1週間程度かかる場合がございます。

☆令和3年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置についてお知らせします (23区内)

- ①商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ減額措置
 - ②小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置
 - ③小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置
 - ④税額が前年度の1.1倍(令和3年度は10倍)を超える住宅用地等に対する固定資産税・都市計画税の減額措置
 - ⑤耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税の減免措置
- については、令和5年度まで継続します。
- ⑤については、適用期限を令和3年度末まで1年延長します。

☆都税を納付できるスマホ決済アプリを追加しました

令和3年5月6日から、都税を納付できるスマートフォン決済アプリが増え、さらに便利になりました。アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、どこで

も納付できます。詳細は、主税局HPをご覧ください。
(https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/tozei_nouzei.html#L16)

【お問い合わせ先】

大田都税事務所

電話 03(3733)2411(代表)

事務局より

◎夏季軽装の実施について

地球温暖化対策、消費電力削減等の推進のため、5月1日より役職員の夏季軽装(ノーネクタイ・ノー上着)ならびに事務局内の冷房の適温化(室温28度を目安に設定する)を実施しております。事務局にお越しの際は、取り組みへのご理解のほど、よろしくお願います。

◎会費の口座振替をご利用の方へ

5月24日(月)に令和3年4月〜9月分(12,000円)の会費が指定口座から引落しされた方は、忘れずに租税公課等で経費計上してください。

なお、通帳印字をもって領収とさせていただきますため、「領収書」は発行いたしません。

青色共済会費の口座振替をご利用の方へ

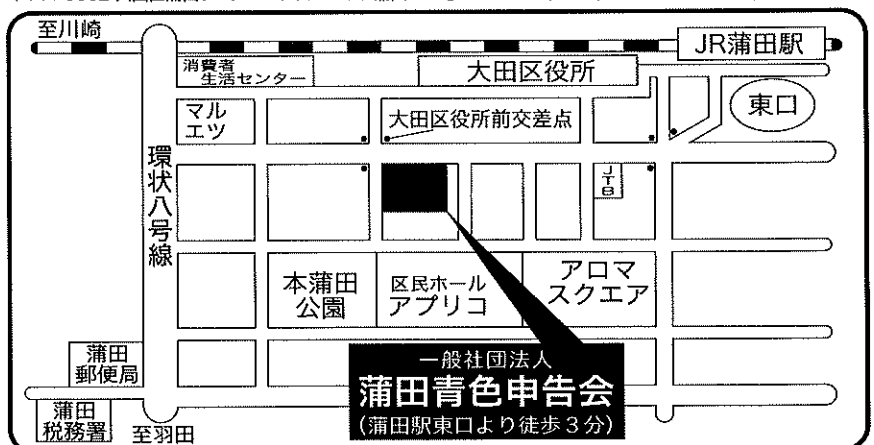
6月23日(水)に令和3年8月〜10月分が引落しされます。

なお、通帳印字をもって領収とさせていただきますため「領収書」は発行いたしません。

入会金 2,000円
会費 年額24,000円
(月額2,000円)

一般社団法人 蒲田青色申告会

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



五月 事業報告

- 一日 東青連理事会・東京青色申告会館
- 一日〜四日 新規入会者個別指導会
- 二四日 財務委員会 事務局
- 二四日 監査会 事務局
- 二五五 執行部会 事務局
- 三一日 理事会 消費者生活センター